

令和2年6月5日

道路局路政課

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとしました。

この取組により、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様によるテイクアウトやテラス営業のための路上利用について、地方公共団体等が一括して占有許可の申請をしていただくと、道路占用の許可基準が緩和されます。

また、この取組については、地方公共団体においても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

○ 今回の緊急措置のポイント

別紙リーフレットのとおりに

※ 今回の緊急措置に関する通知文書は、以下のホームページにおいて公表します。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

<お問い合わせ先>

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室 担当 たかはし はお 高橋、羽尾

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 37362、37363)、03-5253-8481 (直通)

FAX : 03-5253-1616